

II 実現に向けた施策

1. 在宅サービス

【現状・意見】

<◇障がい者生活実態調査>

◇障がいのある人は「家族や親戚から介助・支援を受けている」割合が高く、介助・支援は、家族が中心となって担っています。

◇介助者・支援者の健康状態は「体力に不安がある」が多く、通院で精神医療を受けている人や重複障がいがある人の介助者や支援者は、他の障がいのある人に比較して高齢化が進んでいます。

◇親なき後の不安に関する意見が多く寄せられています。

◇知的障がいのある人は、長期的に家族などからの介助が受けられない場合の介助・支援サービスが課題となっています。

◇通院で精神医療を受けている人は、一人暮らしをしている割合が他の障がいのある人に比べて多く、将来の「在宅サービスを利用したい」割合が高くなっています。

◇発達障がいのある人は、一時的に家族などの介助を受けられない場合、介助・支援サービスなどが受けられないことがあり、頼み先がない状況となっています。

<○地域自立支援協議会 ◎障害者施策推進協議会での意見>

○障がいのある人や介護者の高齢化により、介助・支援が難しくなっています。

○障害福祉サービスの事業所数は増えていますが、重度障がいのある人に対応できる事業所や、高次脳機能障がいに対応できる施設、夜間支援が必要な障がいのある人の受け入れができる事業所が少ない状況です。

◎福祉サービスを担う人材の充実および人員体制を拡充するための支援が求められています。

◎障害福祉サービス事業所の質の確保のため、行政による指導・監査の体制を強化していくことが求められています。

◎高齢福祉サービスとの連携のために、ケアマネジャーとの連携および障がい理解の促進が求められています。

◎介護保険に基づく事業所の利用を推進していく必要があります。

【施策の方向性】

障がいのある人が、地域で安心して暮らしていけるよう、個々の障がいのある人のニーズや実態に応じて、居宅介護などの訪問系サービスの提供や短期入所、日中活動の場の確保など在宅サービスの充実を図っていきます。

重度障がいのある人が、地域で継続した生活を送れるよう、重度訪問介護や生活介護の充実などに取り組んでいきます。

障がいのある人の高齢化の進展が一層見込まれることから、今後の対応として、高齢になっても、必要とされるサービスを安定して利用できる仕組みを検討のうえ、ケアマネジャーとの連携のための方策などに取り組んでいきます。

障がいのある人だけでなく家族の高齢化も見据え、親なき後の安心を確保するため、障がいのある人が、必要なサービスを利用しながら地域で暮らしていけるよう、高齢化・重度化にも対応できる支援体制づくりを進めていきます。

また、身体障がいや知的障がい、精神障がいのある人（発達障がいのある人を含む）に加えて、難病のある人が、在宅で療養する場合は、ホームヘルプサービスや日常生活用具の給付などを通して支援していきます。

(1)訪問系サービス 地域での暮らしを支える訪問系サービスについては、ホームヘルプや、重度の障がいで行動上著しい困難を有し常時介護を要する人のための重度訪問介護などがあります。個々のニーズの把握につとめ、個別の生活状況に応じたサービスの提供ができるよう、引き続き、適切な支給決定及び運用に努めます。

(2)日中活動系サービス、短期入所 ①生活介護 重度障がいのある人の日中活動の場として、常時介護を要する人への入浴・排せつ・食事の介護などを行う生活介護の充実が必要です。特に重度障がいのある特別支援学校卒業生のニーズに対応できるよう、生活介護事業所を確保していきます。

また、重症心身障がい者が利用できるような事業を、在宅障害者福祉センターを中心に重症心身障害者日中活動支援事業として実施していますが、必要に応じて生活介護事業所への運営費助成を実施し、受け入れ可能な事業所を拡充していきます。

②短期入所 一時的に家族などの介助が受けられない場合や、家族のレスパイトとして、スムーズに短期入所が利用できるよう、施設の転活用を実施するなど、事業者を増やしていきます。また、医療的ケアの必要な重度障がい者が利用できる短期入所事業所の整備にも努めます。

(3)障害福祉サービス事業所の質の確保 障害福祉サービス事業所が増加しているなか、事業所の運営の適正化や不正・虐待などを未然に防止し障害福祉サービス事業所の質の確保を図るため、事業所への指導・監査に取り組んでいきます。

(4)日常生活用具 障がいのある人や子どもなどの日常生活の利便を図るため、日常生活用具費の支給を実施しています。今後も当事者の状況に合わせ、内容の充実を図っていきます。

(5)発達障がいのある人への対応 ①障害者手帳の交付 個々の発達障がい児（者）の状況に応じ、社会生活の困難度などを配慮した適切な障害者手帳の交付を行っていきます。療育手帳については、広汎性発達障がいの場合は、境界域の知的能力であっても、社

	<p>会生活の困難度を考慮した手帳交付を行います。</p>
	<p>②支援事業の充実</p> <p>発達障がいのある人の特性に着目した日常生活や就労・社会生活訓練など当事者支援やペアレントトレーニングを始めとした家族支援、発達障がいに係る専門家による研修会などの支援者支援事業実施により、支援の充実を図っていきます。</p>
(6) 難病のある人への対応	<p>障害者総合支援法に定める障がい者の対象に難病等が加わり、身体障害者手帳の有無に関わらず必要と認められた障害福祉サービスなどの受給が可能となったことから、難病のある人に対し、ホームヘルプサービスや日常生活用具などの給付などを通じて引き続き支援していきます。</p>
(7) 高齢化や重度化への対応	<p>①親なき後への対応</p> <p>障がいのある人の高齢化や重度化に伴い、障がいのある人の親なき後の不安を解消する取り組みが必要となっています。親なき後も地域で安心して暮らしていけるよう、サポートを受け安全で安心して暮らせるグループホームなどの住まいの確保とともに、日中活動の場をはじめとした障害福祉サービスの充実に努めていきます。</p> <p>②高齢福祉サービスとの連携</p> <p>区役所の相談窓口や障害者地域生活支援センター、計画相談支援を行う特定相談支援事業所と、介護保険の地域包括支援センター・居宅介護支援事業所などが相互に円滑な連携を図り、介護保険の適用後も安定して在宅生活を継続できるよう支援していきます。</p> <p>介護保険の適用後においても、高齢の障がいのある人にとって必要とされる居宅介護や重度訪問介護などのサービスについては、個々の事情に応じて利用できる仕組みを検討していきます。また、ケアマネジャーの障がいに対する理解促進に努めます。</p> <p>③障害福祉サービス事業を併設した介護保険施設などの整備</p> <p>65歳に到達した障がいのある人は、介護保険による保険給付が適用されることから、介護保険に基づく事業者が高齢の障がいのある人への配慮を求めています。また、介護保険施設などに障害福祉サービス事業の併設を促進していきます。</p>